# |1・5海運に係る諸規制

### 1.5.1 規制改革要望

当協会は政府の規制緩和推進計画が開始された平成 7(1995)年より、会員会社から寄せられた海運関係の規制改革要望を行っており、これまで一定の成果を挙げているが、依然として措置されていないもの、若しくは措置不十分なものがある。

平成24(2012)年12月に自民・公明両党の政権復帰に伴い、それまでの「行政刷新会議規制・制度改革委員会」から平成25(2013)年1月に設置された、「規制改革会議」に業務が引き継がれた。具体的な活動内容や取組テーマ等については今後の議論を踏まえて決定される見込みであり、当協会は会員に照会しつつ対応していく(平成25(2013)年3月31日現在)。

### 1・5・2 日本籍船に係る規制緩和

日本籍船に係る様々な規制については、平成 22(2010)年 5 月、海事局次長をヘッドとする 局内横断的な「競争力ある日本籍船増加のための規制改革検討プロジェクトチーム(PT)」が 設置され、PTと当協会関係者が意見交換しつつ検討が進められている。(船協海運年報 2010 「1・5 海運関係分野における規制緩和の一層の推進」参照)

当協会の主な要望事項とその進捗は次の通り(平成25(2013)年3月末現在)。

#### (1)船舶登録窓口一元化

船舶新造やフラッグバック(FB)の際、登録窓口が本省、船籍地運輸局、船籍地法務局、船舶所在地運輸局、船舶所在地総合通信局等に分かれており、各窓口への往訪に手間と時間を要することから、窓口一元化を要請した。

国土交通省関係の書類等については、検査測度課管轄分は一括で受領し各運輸局に転送するといった対応により事実上の一元化が行われ、海技課管轄の船員関係も一元化となるよう同課が調整を進めている。しかしながら外地での手数料支払いに係る現金持参等、他省庁も関係する問題が未解決のため、引き続き総合的な一元化を要請している。

#### (2)証書・書類・検査手帳等の英文化

外国人全乗の日本籍船増加に伴い、当協会は船上に備え置く全ての書類の英文化・英文 併記を要請した結果、これら書類について和英併記した一覧表が作成され、また、船舶履歴 記録についても船舶検査手帳から分離され、便宜が図られた。

当協会は、問題の根本的解決方法として、外国人船員や海外の管理スタッフ等がより容易に書類が理解できるよう、一覧表ではなく、全書類のタイトルについて和英併記するよう引き続き要請している。

#### (3)船舶検査の簡素化(NK への業務代行、裏書シールのスムーズな受領等)

定期検査について、分割(Commence/Complete)方式を採用した場合、Commence 時に入 渠を含む検査を実施し、本船の停泊時間が一般的に短時間であるComplete 時に Afloat 状態 で残検査項目を実施するが、Complete 検査後新しい条約証書が発給されるまでに時間を要 し本船が出航できないという問題があるため、改善を要請した。

国土交通省は、条約の規定(更新検査完了時、船級協会を含む検査執行者が本船証書へ 裏書きすることにより、当該証書の有効期間を5か月間延長できる由)の採用および無線設備 に関する貨物船無線安全証書(SR 証書)関連検査の船級協会による代行に関する船舶安全 法の改正を行った上、必要な省令改正等を実施した。これにより、条約証書に関する諸問題 は、概ね解決された。

#### (4)EPIRB、双方向無線電話、SART 検査の簡素化、SR 検査簡素化

非常用位置指示無線標識(EPIRB)については、条約より厳しい検査要件が課され、年1回の陸揚げ検査が義務付けられていることから船上検査実施を含む検査簡素化を求めた結果、条約と同様に5年に1回の陸揚げ検査に簡素化された。

## (5)STCW 条約締結国の船員資格の自動承認

承認制度の簡素化に関しては、成長戦略船員資格検討会において国内海事法令講習の E-Learning 化や二等航機士以下への機関承認制度等が導入されたが、当協会は機関承認 制度の一等航機士以上への拡大や、最終的には自動承認が実現できるよう要請している。

#### (6)型式承認の拡大、手続き簡素化等

日本籍船に搭載される舶用品について、国または国が認可した機関(日本舶用品検定協会(HK))による型式承認品の搭載が要求されるが、外地では、当該承認品が入手困難な場合があるため、Marine Equipment Detective (MED)承認品や United States Coast Guard (USCG)承認品との相互承認や型式承認の拡大等、状況の改善を要請した。

この結果、日本籍への FB 時に既に搭載されている機器については、国土交通省による手続きの簡素化・迅速化、慣例の明文化等により柔軟な措置が取られた。一方、型式承認の拡大および MED や USCG との相互承認等については、抜本的な問題解決には至っておらず、引き続き対応を要請している。

#### (7)雇入れ手続きの簡素化

雇入れに関する届出手続きを大使館等窓口まで往来の必要が以前はあったが、大使館等窓口往来回避を目的とした電子メール等での届出を認める通達改正が施行された。更なる改善策として、電子申請の更なる簡素化を要請している。

## (8)STCW 条約締結国の無線資格の自動承認

日本籍船に乗り組む外国人船員(航海士)は、第三級海上無線通信士資格(三海通)に相当する国際資格(GOC)を受有しているにも関わらず、日本無線協会がマニラ等で開催している養成課程を受講し、修了試験に合格する必要があり、他国籍船にはない負担を課している。

当協会は、STCW 条約締結国が発行する無線資格を自動承認する制度の確立を要請しているが、当面の措置として日本無線協会の養成課程の E-learning 具現化を目指すべく、同協会と調整している。

### (9)無線資格に係る簡素化等

日本籍船の船舶通信士は総務省管轄の三海通と国土交通省管轄の三級海技士(電子通信)(三電通)の資格を取得することが義務付けられており、三海通は一度取得すると更新の必要がないが、STCW条約要件を担保する三電通は5年更新となっている。当協会では国際海運界で想定されていない三電通の廃止を含めた抜本的解決を要望しているが、複数の省庁の権限に関わる問題であり緩和検討が進んでいないことから、当面の措置として三電通の試験免除を要請している。

上記の優先事項に加え、今後は以下要望事項についても当協会と PT の間で協議を進めていくこととしている。

- ・外地領事館の証書交付権限拡大
- ・外地における救命筏整備 SS(サービスステーション)の拡大
- ・国際トン数およびスエズトン数の代理士委任
- ・証書・書類・検査手帳等の英文併記
- ・雇入止届出の電子申請の更なる簡素化
- ・外航旅客船の水中検査の緩和
- ・手数料支払方法の変更
- ・海上労働証書の5か月延長規定に関する条約改正
- ・LRIT (長距離識別追跡装置)新設検査時の機器設定の簡素化